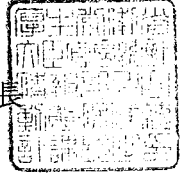


統人発第 1031001 号
医政医発第 1031001 号
医政齒発第 1031001 号
薬食総発第 1031001 号
平成18年 10月31日

社団法人 日本病院会 会長 殿

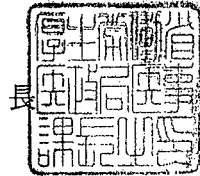
厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課長



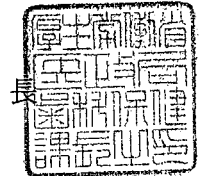
厚生労働省医政局

医事課



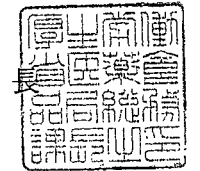
厚生労働省医政局

歯科保健課



厚生労働省医薬食品局

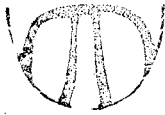
総務課



平成18年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査
について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びにこれに基づく統計法第8条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしておりますので、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

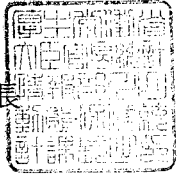


統人発第 1031001 号
 医政医発第 1031001 号
 医政歯発第 1031001 号
 薬食総発第 1031001 号
 平成18年 10月 31日

社団法人 日本病院会 会長 殿

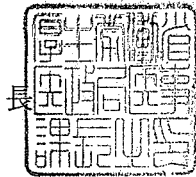
厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課長



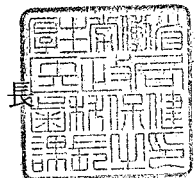
厚生労働省医政局

医事課長



厚生労働省医政局

歯科保健課長



厚生労働省医薬食品局

総務課長



平成18年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査
 について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びにこれに基づく統計法第8条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしておりますので、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしております。

記

- 1 届出義務のある者 我が国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師
- 2 届出事項 平成18年12月31日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出先 従業地の保健所又は住所地の保健所
- 4 届出の期限 平成19年1月15日

医師届出票

医師法施行規則第二号書式

(平成18年12月31日現在)

※整理番号

(1) 住所	〒□□□-□□□□		都道府県	市郡	区	町村	番地	番号
(2) 氏名	ふりがな					電話	市外局番 (- -)	
(3) 性別	1 男・2 女		(4) 生年月日		1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日
(5) 医籍登録番号	第	号	(6) 医籍登録年		月	日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年 月 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種別 業務の種別の1から15までのうち一つを○で囲むこと。	施設の種別		業務の種別					
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者					
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者					
	医育機関		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生(医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他) 7 医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生					
	介護老人保健施設		8 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 9 介護老人保健施設の勤務者					
	上記以外の施設		10 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 11 行政機関の従事者 12 10及び11以外の産業医 13 上記以外の保健衛生業務の従事者					
	その他		14 その他の業務の従事者 15 無職の者					
(8) 主たる業務内容 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他							
(9) 従事先の名称 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	ふりがな					電話	市外局番 (- -)	
(10) 従事先の所在地 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒□□□-□□□□		都道府県	市郡	区	町村		
(11) 従事する診療科名等 (7)欄の1から6までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 また、二つ以上○で囲んだ者は右欄の主たる診療科名の番号を記入のこと。	I	01内科 02心療内科 03呼吸器科 04消化器科(胃腸科) 05循環器科 06アレルギー科 07リウマチ科 08小児科 09精神科 10神経科 11神経内科						主たる診療科名の番号
	II	12外科 13整形外科 14形成外科 15美容外科 16脳神経外科 17呼吸器外科 18心臓血管外科 19小児外科 20産婦人科 21産科 22婦人科 23眼科 24耳鼻いんこう科 25気管食道科 26皮膚科 27泌尿器科 28性病科 29こう門科						
	III	30リハビリテーション科 31放射線科 32麻酔科 33病理 34救命救急						
	IV	35研修医 36全科						
	V	37その他 ()						
(12) 備考								

提出方法 原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出すること。

「(10)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えないこと。

提出期限

平成19年1月15日

※ 各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、従事先の都道府県に提供されることに同意する場合には、右欄に○を付けること。

同意欄

記入上の注意事項

- ・黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- ・該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。※印欄は記入しないこと。
- ・歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を備考欄に明記し、併有している届出票についても提出する。

- (1) 住所 住所の郵便番号欄に郵便番号を記入する。
- (5) 医籍登録番号 免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	/	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

- (6) 医籍登録年月日 免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

診療所	1	診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2	診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3	病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4	病院の勤務者	大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医育機関	5	医育機関の臨床系の教官又は教員	大学又は大学研究所の附属病院に勤務する臨床系の者（教授、助教授、講師、助手等）
	6	医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生（医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他）	大学又は大学研究所の附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員（有給・無給に関わらず。）、大学院生、研究生等）
	7	医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生	大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者（施設の管理者、基礎系の教授、助教授、講師、助手、大学院生、研究生等）
介護老人施設	8	介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	9	介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上施設以外の設	10	医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	大学又は大学研究所やその附属病院以外の教育機関、又は研究機関に従事している者（教授、助教授、講師、助手、大学院生、研究生等）
	11	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	12	10及び11以外の産業医	各事業所において、労働者の健康管理等のため従事している者
その他	13	上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
	14	その他の業務の従事者	1～13までに含まれない医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	15	無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

- (8) 主たる業務内容 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～13に該当する者は、必ず記入する。
「管理」とは診療や教育・研究とは別に、各施設において管理職にある者が経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (9) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～13に該当する者は、必ず記入する。
- (10) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号欄に郵便番号を記入する。
- (11) 従事する診療科名等 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～6に該当する者は、必ず記入する。
複数の診療科に従事している場合には、その診療科全ての番号を○で囲む。
- IV 「36全科」 総合診療科に従事する者や診療科を限定することなく診療を行う者。
- V 「37その他」 1～36に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。（臨床検査、健康管理等）

主たる診療科名の番号 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ、2桁で記入する。

例

01	内科
05	循環器科

 主たる診療科が

01	内科
----	----

 の場合 →

主たる診療科名の番号
0 / 1

参考 平成16年12月31日現在の届出医師数は、下記のとおりとなっています。

総数 270,371人（病院に従事している者 163,683人、診療所に従事している者 92,985人、その他の者 13,703人）
医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、次回の届出は平成20年末になります。



歯科医師届出票

歯科医師法施行規則第二号書式

(平成18年12月31日現在)

※整理番号

(1) 住所	〒□□□-□□□□				都道府県	市郡	区	町村	番地番号	
(2) 氏名	ふりがな						電話	市外局番 (- -)		
(3) 性別	1 男・2 女		(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年		月	日		
(5) 歯科医籍登録番号	第				号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種別		業務の種類							
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者							
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者							
	医育機関		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生 (医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他) 7 医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生							
	介護老人保健施設		8 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 9 介護老人保健施設の勤務者							
	上記以外の施設		10 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 11 行政機関の従事者 12 上記以外の保健衛生業務の従事者							
	その他		13 その他の業務の従事者 14 無職の者							
(8) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他									
(9) 従事先の名称	ふりがな						電話	市外局番 (- -)		
(10) 従事先の所在地	〒□□□-□□□□				都道府県	市郡	区	町村		
(11) 従事する診療科名等	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科				5 研修歯科医		主たる診療科名の番号			
(12) 備考										

提出方法

原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出すること。
「(10)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えないこと。提出期限
平成19年1月15日

記入上の注意事項

- ・黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- ・該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。※印欄は記入しないこと。
- ・医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を備考欄に明記し、併有している届出票についても提出する。

- (1) 住所 住所の郵便番号欄に郵便番号を記入する。
- (5) 歯科医籍登録番号 免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	/	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

- (6) 歯科医籍登録年月日 免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

診療所	1	診療所の開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者、又は診療所を開設する法人の代表者
	2	診療所の勤務者	法人の代表者を除く診療所の勤務者（臨床研修医を含む。）
病院	3	病院の開設者又は法人の代表者	病院を開設している者、又は病院を開設する法人の代表者
	4	病院の勤務者	大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者（臨床研修医を含む。）
医 育 機 関	5	医育機関の臨床系の教官又は教員	大学又は大学研究所の附属病院に勤務する臨床系の者（教授、助教授、講師、助手等）
	6	医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生（医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他）	大学又は大学研究所の附属病院に勤務する臨床系の者（医員、臨床研修医、医局員（有給・無給に関わらず）、大学院生、研究生等）
	7	医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生	大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者（施設の管理者、基礎系の教授、助教授、講師、助手、大学院生、研究生等）
介 護 老 人 施 設	8	介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者、又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者
	9	介護老人保健施設の勤務者	法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
上 施 記 以 外 の 設	10	医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	大学又は大学研究所やその附属病院以外の教育機関又は研究機関に従事している者（教授、助教授、講師、助手、大学院生、研究生等）
	11	行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	12	上記以外の保健衛生業務の従事者	社会保険診療報酬支払基金、血液センター、生命保険会社（嘱託医）等の保健衛生業務に従事している者
そ の 他	13	その他の業務の従事者	1～12までに含まれない歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者（会社役員等）
	14	無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

- (8) 主たる業務内容 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～12に該当する者は、必ず記入する。
「管理」とは診療や教育・研究とは別に、各施設において管理職にある者が経営や指導等の管理業務を行うこと。
- (9) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～12に該当する者は、必ず記入する。
- (10) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号欄に郵便番号を記入する。
- (11) 従事する診療科名等 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～6に該当する者は、必ず記入する。
複数の診療科に従事している場合には、その診療科全ての番号を○で囲む。
主たる診療科名の番号 診療科が2つ以上ある場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ記入する。

例

①	歯科
②	矯正歯科

主たる診療科が「① 歯科」の場合 →

主たる診療科名の番号
/

参考 平成16年12月31日現在の届出歯科医師数は、下記のとおりとなっています。
総数 95,197人（診療所に従事している者 81,058人、病院に従事している者 11,638人、その他の者 2,501人）
歯科医師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、次回の届出は平成20年末になります。



薬剤師届出票

(平成18年12月31日現在)

薬剤師法施行規則様式第六

※整理番号

(1) 住所	〒□□□-□□□□		都道府県	市区	町村	番地 番号
(2) 氏名	ふりがな		電話		市外局番 (- -)	
(3) 性別	1 男・2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日			
(5) 薬剤師名簿 登録番号	第	号	(6) 薬剤師名簿 登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日		
(7) 主に従事している施設及び業務の種類別	施設の種別	業務の種類別				
	薬局	1 開設者又は法人の代表者 2 勤務者				
	病院・診療所	3 調剤 4 検査 5 その他				
	大学	6 勤務者(研究・教育) 7 大学院生又は研究生				
	医薬品関係企業	8 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 9 医薬品販売業(薬種商を含む。)				
	その他	10 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者 11 その他の業務の従事者 12 無職の者				
(8) 従事先の名称	ふりがな		電話		市外局番 (- -)	
(9) 従事先の所在地	〒□□□-□□□□		都道府県	市区	町村	
(10) 備考						

提出方法 原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出すること。
「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えないこと。

提出期限 平成19年1月15日

記入上の注意事項

- ・黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- ・該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。※印欄は記入しないこと。
- ・医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を備考欄に明記し、併有している届出票についても提出する。

- (1) 住所 住所の郵便番号欄に郵便番号を記入する。
 (5) 薬剤師名簿登録番号 免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	/	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

- (6) 薬剤師名簿登録年月日 免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
 (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

薬 局	1	開設者又は法人の代表者	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者
	2	勤務者	法人の代表者を除く薬局の勤務者
病 院 ・ 診 療 所	3	調剤	病院又は診療所において、調剤、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報(DI)業務等、調剤に関連した業務に従事している者
	4	検査	病院又は診療所において、臨床検査又は衛生検査の業務に従事している者
	5	その他	病院又は診療所において、調剤又は検査以外の業務に従事している者
大 学	6	勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、助教授、講師、助手等）
	7	大学院生又は研究生	大学において、上記6以外の大学院生、又は研究生
医 企 業 関 係 業	8	医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者
	9	医薬品販売業（薬種商を含む。）	医薬品の一般販売業（卸売一般販売業を含む。）、薬種商等に従事している者
そ の 他	10	衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
	11	その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等1～10までに含まれない業務に従事している者
	12	無職の者	職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

- (8) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で1～11に該当する者は、必ず記入する。
 (9) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号欄に郵便番号を記入する。

参考 平成16年12月31日現在の届出薬剤師数は、下記のとおりとなっています。

総数 241,369人（薬局に従事している者 116,303人、病院・診療所に従事している者 48,094人、医薬品関係企業の従事者 45,261人、その他の者 31,711人）

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、次回の届出は平成20年末になります。